

平成29年(ラ許)第471号 許可抗告申立て事件

(原決定・東京高等裁判所平成29年(ラ)第938号)

決 定

東京都 [redacted]

申 立 人 [redacted]

東京都 [redacted]

相 手 方 [redacted]

代 理 人 弁 護 士 森 公 任

同 森 元 みのり

同 鈴 木 信 作

同 内 野 翠

東京都 [redacted]

未 成 年 者 [redacted]

主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

- 1 本件抗告許可の申立ての理由には、原決定について、家事事件手続法97条2所定の事項を含むものとは認められない。
- 2 よって、当裁判所は、本件抗告を許可しないこととし、主文のとおり決定する。

平成29年8月14日

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 中 西 茂 

裁判官 栗 原 壯 太 

裁判官

鈴

木

昭

洋



此証書正本を提出す

平成29年7月14日

東京高等裁判所第21民事部

裁判官 鈴木昭洋